

向陽小学校の保健に関するきまり

令和8年度

1. 保健室の利用について

- ・ 原則 37.5℃以上の発熱がある場合は、家庭に連絡し早退をお願いします。
- ・ 熱が無くても体調不良で学習ができない状況であると判断した場合、早退をお願いする場合があります。

2. ケガの手当について

- ・ **手当の範囲**：保健室で手当を行うのは、学校内で発生したケガのみです。学校外（家庭等）でのケガの手当はご家庭でお願いします。
- ・ **応急処置の原則**：学校でのケガであっても、保健室で行うのは受傷した際の**応急手当のみ**です。継続的な治療や手当は、家庭で行うようお願いします。

3. 病院搬送が必要な場合の対応

- ・ **保護者による搬送が原則**：病院へ連れて行く必要がある場合は、原則として保護者が病院へ連れて行っていただくようになります。
- ・ **指定の医療機関**：かかりつけ医や希望がない場合で緊急を要する場合、校医である以下の医院等へ搬送を致します。
 - 内科：松尾小児科
 - 耳鼻科：藤田耳鼻科
 - 眼科：坂本眼科
 - 歯科：芦田歯科、たかくら西歯科医院

4. 欠席確認と事務手続き

- ・ **欠席について**：8:15までにスクリレ等での欠席連絡がない児童については、職員室から家庭に確認します。
- ・ **スポーツ振興センターの申請**：学校での怪我があった場合で、医療費の窓口負担が合計500点以上（薬局分含む）になった場合、災害共済給付の申請が可能です。病院・薬局への証明依頼は保護者の方に行っていただきます。怪我をした場合はお申し出ください。

5. 感染症について

- ・ 別紙をご確認ください。

6. その他・貸し出し等

- ・ **備品の貸し出し**：保健室では、忘れ物（体操服等）の貸し出しは行っていません。
- ・ **下着の提供**：観察池に落ちたり、運動場で濡れたりして下着まで汚れた場合は新しい下着を渡しますが、後日、新しい下着を購入して返却をお願いいたします。